

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度第 5 回枚方市環境審議会 公害規制検討部会
開 催 日 時	平成 25 年 2 月 22 日（金） 10 時 00 分から 12 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 1 階 第 2 集会室
出 席 者	部会長： 下野委員 副部会長：石川委員 委員： 永嶋委員、藤尾委員、溝口委員、三田村委員 オブザーバー：浅野会長
欠 席 者	今田委員
案 件 名	1. 新たな工場等に対する規制について 2. 「カラオケ装置等音響機器に対する規制」及び「特定建設作業に対する規制」の見直しについて 3. 「総論」及び「その他の規制及び対策の推進」の見直しについて
提出された資料等の 名 称	資料 1 第 4 回公害規制検討部会の要点整理 資料 2 枚方市公害防止条例改正に向けての意見要約（第 1 回～ 第 4 回部会） 資料 3 「総論」及び「その他の規制及び対策の推進」の見直しに ついて 参考資料 1 工場等に対する規制の見直しについて 参考資料 2 「カラオケ装置等音響機器に対する規制」及び「特定建 設作業に対する規制」の見直しについて
決 定 事 項	・新たな工場等に対する規制について審議し、取りまとめを行った。 ・カラオケ装置等音響機器に対する規制及び特定建設作業に対する規 制の見直しについて審議し、取りまとめを行った。 ・「総論」及び「その他の規制及び対策の推進」の見直しについて審議 した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	環境保全部 環境公害課

審 議 内 容

<開 会>

下野部会長： それでは、定刻となりましたので、平成24年度第5回枚方市環境審議会公害規制検討部会を開催させていただきます。最初に事務局より、委員の出席状況の報告と資料の確認をお願いします。

事務局： 委員の出席状況について、ご報告いたします。本日は、6名の委員のご出席をいただいておりますので、本部会は枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定により、成立していることをご報告いたします。

事務局： それでは、資料の確認をさせていただきます。
(資料確認及び資料1、2について説明)

下野部会長： ありがとうございます。それでは、次第に沿って進行させていただきます。案件1「新たな工場等に対する規制について」は、前回までの部会で委員よりいただいたご意見を踏まえて、事務局において新たに資料を整理し直していただきました。事務局から説明をお願いいたします。

<案件1>

事務局： (参考資料1について説明)

下野部会長： ありがとうございます。事務局より、前回、前々回の部会にてご意見いただいた内容を踏まえて、必要性や根拠等を含めてご説明いただきました。

前回の部会でも議論となりました許可制から届出制へと変更することについては、参考資料1の8ページの図にて事前協議から操業開始後のフローとして示されていますが、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

永嶋委員： おそらく、他の自治体でも改善命令付きの届出制の規制へ移行した例があると思いますが、なぜそのような動きとなってきたのか私の中で理解ができていません。また、既に許可制からこうした届出制に移行した自治体で、問題が無かったか情報はありますか。

事務局： 近隣では、高槻市が中核市に移行した後、枚方市と同じような形で制度を変更しており、特に問題は起こっていないと聞いています。

永嶋委員： 今回の全面的な見直しについて、どういう指標で判断したらいいのかわからないので、あえて許可制を改善命令付きの届出制という政策に転換する必要性が見えません。改正の前後で市の行う規制が実質的に大きく変わらないのであれば、なぜ変えなければいけないのかという疑問が生まれるので、きっと何かを変えようとされているんだろうと思います。限られた人員と予算の中で環境行政を進めていく中で、効率よく、必要最小限の労力で最大限の効果を上げたいというところかと思いますが、見直しの理由が今ひとつわかりません。

事務局： 前回までの部会でもお話ししたとおり、公害が激しかった昭和40年代に、その発生源の工場は一旦禁止した上で、問題が無い工場を許可するというスタンスで枚方市公害防止条例を許可制で制定したと思います。一方で、国や府は許可制で

なく、届出制にて指導することで公害防止を図ってきました。時を経て、公害状況が落ち着き、届出制でも公害防止の規制指導ができるということから、今回の見直しを提案したものです。全国的に見ても、許可制のところはほとんどありません。

永嶋委員： 許可制のままであれば、具体的にはどういう不都合があるのでしょうか。

事務局： 許可制と届出制の違いは工場に対する市のスタンスです。市として、基本的に工場の設置を禁止する立場なのか、もしくは工場は公害が発生しないように設置すればよいという立場なのか、ということです。

浅野会長： 永嶋委員の今の疑問はとても良い問題提起だと思います。

藤尾委員に質問ですが、今回の改正前後で公害防止の質は決して下がらないとして、その上でこの変更は、工場側にとってもメリットがあるということですよ。

藤尾委員： 二重行政となっている部分の解消が主たる目的ですね。

浅野会長： それは、工場が設置や変更を届ける場合に、かなりの負担となるのでしょうか。

藤尾委員： 今回の許可制は形骸化しているように感じます。公害の発生源の9割は大企業でしたが、彼らはISO14001を取得するなどして自主的に管理できる状態になりました。かえって、野放しになっている規模の小さな企業が問題です。新たな規制の中では、規模の小さな企業の自動車修理工場やガソリンスタンドなどの項目は無いですね。

事務局： 市条例で規制する事業所からは、改正により市条例の対象外となるものもありますが、例えばガソリンスタンドは排水に関して水質汚濁防止法、ガソリンが漏出については府条例で規制することになります。

今回の審議内容である市条例の見直しにつきましては、二重規制解消、不要な規制や対象事業を削除することが対象になります。改正前後で市の行う公害行政が実質的に変わらないのは、法や府条例と合わせることで同等の規制権限を持つことになるためです。その上で、市条例として必要な内容とするために見直すご理解いただければと思います。

浅野会長： 市条例の見直しはどのような方向で行い、結果的にどのようなメリットが予測されますか。

事務局： 二重規制解消によって、事業者は書類を重複して作成する必要がなくなり、その時間を市との協議のために活用いただけるといったメリットがあると思います。付随的ですが、市としては書類の保管場所の軽減や、余裕が出た時間を、今まで以上に公害防止対策を現地で確認し、必要なアドバイス等をさせていただくことが可能となります。

浅野会長： 今回の見直しにより、事業者と行政の両方にとって無駄をなくし、重要なことに時間を使う、つまり削減された労働時間をより実質的な公害対策に費やす時間に転換できるということですね。永嶋委員の意見は、今回の見直しを行っても、公害防止の規制レベルは下がらず何も変わらないということであれば、見直しによりどのようなメリットがあるのかという点なので、そのメリットについては説得

力が必要だということではないでしょうか。国や府の規制は、40年前に比べ圧倒的に強い規制となっているので、これで大丈夫ということですよ。

事務局： はい。永嶋委員のご質問のお答えにもなりますが、法及び府条例の整備、拡充、強化によって市条例と重複した部分と、社会的な状況も踏まえて不必要となった部分を整理することで、適正な仕組みとするものです。決して規制を緩めるのではなく、法、府条例、市条例により、今までと同等の規制を行いたいと考えています。

永嶋委員： 改善命令付きの届出制の場合、改善命令に従わない場合はどう対処されることになりますか。

事務局： 告発し、罰則を適用することになりますが、過去にそういう事例はありません。

永嶋委員： 事例がないからいいというのは本当にしんどいですね。もしもの場合、責任が取れるか不安です。

浅野会長： 永嶋委員と同じ視点で質問しますが、事業主が届け出ないで工場を設置したり設備を変更した場合、市民に影響を与える前にどのようにして情報をキャッチできるのでしょうか。許可制の場合は、許可がないと事業が出来ないので、事業者は市に必ず提出しますが、届出制であれば出さなくてもいいと考えませんか。

藤尾委員： 公害は、ほとんどが大工場が原因です。今、おっしゃられたような規模の小さな企業は、おそらく公害となるほどの影響はないと思います。届出制に対しての監視、指導はこれからの市の働き次第だと思いますので、例えば、枚方の企業団地と連携して、企業団地単位で色々とディスカッションするような協力体制などもいいと思います。

事務局： 工場指導担当として意見を述べますと、無届の場合は今日明日ではわかりません。ただし、工場の設置等については、ある程度職員の立入で追うことができると思います。また、事前協議の場面でも、開発手続きに関する条例に則って環境担当課に確認が回りますので、そこでディスカッションを行い届出の指導を行うことができます。無届で施設を変更することもあるかもしれませんが、工場立入の際に届出書との符合を確認し指導を行います。また、住民さんからの苦情対応もありますので、必ず措置はできます。現在も、会社側の意識を高めるような指導を行っています。

溝口委員： 新たな工場等に対する規制はこれでいいと思います。操業後の測定や監視の周期を教えてください。

事務局： 年1回から3回で、排水量や取り扱う有害物質によって異なります。一般的などころについても、年1回程度は行くようにしています。

溝口委員： 既存の工場の排水施設は傷みがひどく、適切な排水ができないことも大いに想定されますので、そういった指導の強化が必要かと思います。

事務局： 確かにそのとおりです。新しい工場は最新設備ですが、既存工場では旧来の設備が老朽化し、維持管理が困難な場合があります。工場採水の際には、そのことも踏まえて指導に当たるよう努めています。

浅野会長： 今回の改正は、日本社会の変質を踏まえ、許可制という強い規制から、市と市民が同じ立場に立ち、共に環境を良くしていくという視点で見直す意味もあるのでしょうか。

事務局： はい。制定当時は許可制が必要とされましたが、現在では法、府条例、市条例として総合的な公害防止制度が確立されているため、事業者との協議、基準の順守や一層の環境改善に向けた取り組みのための啓発の中で公害防止が図れるとの考えに基づき、許可制の見直しを検討するものです。

永嶋委員： 私は、生命、身体に関連する規制行政を緩めてほしくない立場ですので、最終的には多数の意見になると思いますが、効果が変わらないのであれば、許可制を維持し、最初に網をかけて基準違反の工場は許さないというスタンスでやってほしいと思います。

事務局： 改善命令付きの届出制は公害法令及び府条例で広く一般に知られているもので、届出を受け基準不適合の場合には改善勧告を命令できるものですので、行政上の効果は許可制と同等であると考えます。

下野部会長： この届出制は、許可制と実態は変わらず厳しくチェックされると思います。届出制度の趣旨は届出内容について責任を持って守ることであり、内容をチェックし、報告を受けるとのことですので、この届出制でいいと考えます。

石川副部会長： 社会の姿として、許可制と届出制では、届出制の方がポジティブなイメージがあると感じます。つまり、届出に対し改善勧告や命令を受けることで、事業者は自ら努力して成長することを、私たちの社会から求められているということです。一方で、今までの許可制では、許可できないと言えば完了したものが、届出制では改善のために行政と事業者のコミュニケーションが非常に求められると思います。これからの私たちの社会では、このように異なる利害関係者が、密にコミュニケーションを持ちながら、良い社会をつくっていくというイメージを、許可制から届出制への変更に感じています。

下野部会長： 届出制の趣旨に、社会像という形も反映できればと考えます。他に、許可制と届出制に関してご意見はありませんか。
それでは、事務局の案のとおりで取りまとめを行い、永嶋委員のご意見は附帯意見とさせていただきます。
続きまして、先ほど事務局から説明いただいた他の規制の改正について、ご意見をいただければと思います。

石川副部会長： 参考資料1の2ページに、現行の300社が改正後は100社になり、残りの200社の4割が網から外れるとありますが、これに当たる小規模のボイラーを設置した事業所は何番にあたりますか。

事務局： (11)です。

石川副部会長： ボイラーの有無については、別法令で網がかかりますか。

事務局： ボイラーの大気汚染防止法の要件は、伝熱面積が10平方メートル以上、又は燃料の1時間当たりの定格最大使用量が重油換算で50リットル以上です。市条例

では伝熱面積が5平方メートル以上であり、伝熱面積の5～10平方メートルまでが市単独対象になります。現在では、施設の管理や安全面から燃料を重油から都市ガスへ変換し、保安会社に管理委託することで、今までのボイラー要員が不要となりました。小さなボイラーでも窒素酸化物対策として低NO_xバーナーもできますので、そういったものが改正後に対象外となるものです。これらは、ビルや小さな工場での温水を作ったり、冷暖房用で使用されています。

永嶋委員： 参考資料1の2ページの表で法または府条例と二重規制とされる項目は、市条例は横出しも上乘せもない全く同じ規制と理解していいですか。

事務局： 必ずしもそうでない部分もあります。例えばボイラーでしたら、大気汚染防止法で規制がありますが、規模要件が異なるため未規制となる部分があります。一方、水質汚濁防止法では施設の規定で全く同じ部分もあります。

永嶋委員： 表を見ただけでは違いはわからないんですね。例えば(1)、(2)は府条例で規制とあるのは、市条例に全く同じ内容があるので削除するということですか。漏れる部分はありますか。

事務局： 府条例に必要な規制内容が盛り込まれています。ほとんどが重なっていますが、細かな部分では、排水については改正により市単独範囲の20トン～30トンの部分が規制対象外となります。ただし、ボイラーは先ほどのような未規制の事務所が挙げられますが、その他の規制ではかなり規模が小さいものになります。排水に関しては市条例から基準を無くしても、浄化槽法等他の法律での規制ができる部分もあります。

永嶋委員： その場合、法律それぞれ立法目的がありますから、全く同じ観点で規制ということではないと思います。

事務局： そのとおりです。ただし、浄化槽法は公衆衛生を目的としています。結果的には排水が公共用水域に出ることのチェックになりますので、目的は異なれど効果は同等と考えられます。なお、平成26年度からは浄化槽法は市の衛生部局で所管することとなり、市で必要に応じて立入検査、指導が可能となります。

浅野会長： 今回の二重規制解消によって市条例の厳しい規制を省くことについて、同2ページに「環境への負荷は非常に小さく」の表現は非常に気になります。国の法律を守っていても負荷はあるが、小さいので影響はありませんということが、非常に難しいわけです。人間が生きている以上、負荷を与えないと言い切ることはできません。影響が無いというのはどのような考えですか。

事務局： 多くの制度には、通常いわゆる裾切りはあると考えます。例えば、ボイラーの排気ガスは大気汚染に影響がありますが、全てのボイラーを規制するとなれば家庭の湯沸かし器も対象となります。それが規制されないのは、環境負荷影響の見積もりの中で、数が多くても全て寄ったところで、塵が積もっても山にはならないためです。目に見える山を規制し、塵はJIS等の設備的な規制で十分と考えます。ある事柄に関して全てを規制することはできませんし、その必要もありません。公害規制として必要な内容や対象は、仕組みとしてどうあるべきかという意

味で考える必要があります。

浅野会長： 今回の改正は、40年前の制定内容を見直すこととなりますが、当時の様々な工場や各家庭等で使用された器具が、生活スタイルの変わった現在では違うものになっています。現在では生産されず市民が使っていないものに対して40年前の規則を当てはめることにも問題があって、見直す意味もありますね。NOx、SOxの排出量も、40年前の機械と現在では全く違います。

三田村委員： 今ボイラーを使っている事業所は、現行市条例では規制対象として監視されている中で、各事業所のボイラーが改善されたと思います。これらが市条例対象外となっても、公害法令で対象となるボイラー施設はありますか。また、今後のボイラー更新の際、同規模のボイラーで現行市条例の規制対象となるような市販品が現在でも存在するのでしょうか。

事務局： 市条例対象の大規模ボイラーで、大気汚染防止法の対象にもなり、改正後に市条例対象外となっても法対象となるような施設は割とあります。一方、市条例のみが対象となるボイラーを設置している施設の多くは社員寮に設置されています。現在も重油を燃料としているボイラーも幾つかあり、基準の0.1%以下を順守しているか確認しています。しかし、市販品が0.1%以下の重油ばかりなので、市条例の規制が無くなっても、基準は守られます。ライフスタイルの変化に伴い、重油炊きのボイラーの数の減少、施設の建て替えの際には各部屋の空調に替わる等、新たな施設の設置は考えにくい状況にあり、規制対象外となっても高い硫黄分の燃料を燃やすことによる大気汚染は発生しないと考えます。

下野部会長： 燃料の重油の流通状況からも、実質上問題ないということですね。他にも、対象外になる内容については既にチェックした上で影響が無いと判断したということでしょうか。

事務局： はい。現行市条例は昭和40年代に決めたものですので、現在と大きく異なります。自動車排出ガスも規制により大幅に改善され影響も少なくなりました。そういった中で、現状に必要な規制対象、事業場という視点で考えています。

浅野会長： わかれば教えてほしいのですが、昔、東部地域の畜産団地からの牛のし尿の垂れ流しで川が汚染された問題で、当時なぜ市で規制ができなかったのでしょうか。

事務局： 水質汚濁防止法や市条例制定以前のため、公害法令での規制はできませんでした。また、廃棄物処理についても、非常に法規制が緩かった時代です。

浅野会長： 結局、法規制が緩ければ、行政も事業者もより簡便に安価に済ませる状況がまた生まれてしまうということもあるかもしれませんので、時を経てそういう問題がまた出てくるかもしれませんね。

事務局： 可能性は考えられます。しかし、今回の市条例は決して固定的なものではなく、法、府条例が変わった場合や、社会状況の変化の中で市として必要な制度へ見直したいと考えています。場合によっては規制を強化することもあるかと思いません。

浅野会長： 現在の法規制の中で畜産団地が成り立たなかった理由は、法規制によるものか、

或いはそれとは関係なく流通機構によるものでしょうか。

事務局： 畜産業を取り巻く問題が大きくなったために廃業された方もいました。糞尿垂れ流し問題については、多くの行政指導で糞尿だめと堆肥舎を作っていく中で解決したと考えます。現在は水質汚濁防止法と府条例で排水規制を受けています。

石川副部会長： 同2ページの現行条例(20)(21)と改正案(9)(10)につきまして、改正前は原動機の定格出力を合計で見えていたものが、改正後は個々の原動機の定格出力で見ることになりますので、小さな出力でも複数あれば合計で規制対象になっていたものが改正後は対象外となるため、規制のイメージが大きく変わるように感じます。

事務局： 現行の規定は当時の産業分類の中分類を基準に設定したものであり、例えば(20)では環境影響の大小に拘らず業全体を対象とした上で、吹きつけ塗装や溶剤の使用に対し定格出力の合計で裾を切ったものでした。ただし実際は、一定規模以上の原動機が一般的のため、適切な規制に変更する意味で、各原動機の定格出力へと見直すものです。また、小規模の原動機が複数あることによって音が倍になるのではなく、一番高いものに引っ張られる形になりますし、騒音に関しては府条例で事業活動すべてに騒音規制がかかります。

永嶋委員： 今回の見直しで何の規制も無くなる部分がとても心配です。

事務局： 現状では市条例の対象から外れる主なものはボイラーのみです。これは燃料自体が改善されていますので、規制になくても基準を超過することなく問題ありません。水でも対象外になる部分はありますが、浄化槽法なりで規制されます。

永嶋委員： (20)と(21)について、法で規制されているにもかかわらず、規制を継続するのはなぜですか。

事務局： 府条例により全ての事業活動に対し敷地境界線上で騒音基準が規制されているのですが、騒音については届出段階で指導ができるよう改正市条例の対象としたいと考えています。

下野部会長： 現段階では法、府条例、市条例から外れる部分は実質上影響がないということがわかりましたが、もし何かあれば見直しをかけるということを義務付けるよう附帯意見を付けた形で、事務局案の方向でいく形で取りまとめたと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件2「カラオケ装置等音響機器に対する規制」及び「特定建設作業に対する規制」の見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

<案件2>

事務局： (参考資料2について説明)

下野部会長： ありがとうございます。音響機器に関する規制で届出制にしているのは30万人以上都市では他に例が無く、届出が無くても府条例で規制指導が可能であり、開発法令に基づく事前協議の際に指導ができるため、市条例から項目を削除したいとするものです。特定建設作業に関する規制は、騒音規制法や振動規制法、府条例と重なっており、府条例における施工者の努力義務に基づく規制指導で効果

が得られるため、削除したいとのことです。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

永嶋委員： 特定建設作業に関する規制について、法と府条例に重複していない作業はどれですか。

事務局： 第4回部会資料5の2ページ(3)の一番右端の改正等の理由に整理しています。せん孔機を使用するくい打ち作業、電動工具を使用する作業、はつり作業は、法律と条例では表現が異なりますが削岩機を使用する作業の中に含まれます。また、火薬類は火薬類取締法で対応可能と考えます。特定建設作業の届出では一つの工事でも作業ごとに届出をいただくこととなりますが、法、府条例対象の大きな機械と同時に市条例対象の小さい作業を行うことが殆どのため、市条例から削除したいと考えています。

永嶋委員： 法、府条例ではどのような規制方法となっているのですか。

事務局： 法も府条例も市条例も基本的には同じ規制で、対象となる作業については、法律は大規模な音や振動が出るもの、中規模のものが府条例、小規模のものが市条例というようなイメージだと思います。

永嶋委員： 大は小を兼ねるという関係になるんですかね。

事務局： 音、振動に関しては、小さいものは大きな発生源にマスキングされます。

石川副部長： 過去に苦情が無いことを必要性や根拠に挙げるのは、将来のことはわかりませんので、違った性格で書いた方がいいと思います。努力義務で十分な効果が得られるという表現も、少し厳しい印象を受けます。

事務局： 特定建設作業は長期間に及びません。そのため、行政指導で事業者への対応を行うこととなります。

永嶋委員： いざとなったら、原則は超法規的措置をとってほしいと思います。現行市条例では、法と府条例の横出しの形になっていますよね。改正後も規制の根拠が見出せると理解していいですか。

事務局： そのとおりです。仮に、改正により特定建設作業の対象外となった作業に関連する騒音苦情があった際は、府条例の根拠で十分な指導ができると考えます。

永嶋委員： カラオケの届出がなくても、開発法令に基づく事前協議手続があるというのは、参考資料1の8ページの事前協議と絡んでくることですね。

事務局： 今回削除を検討しているのは、カラオケ設置の際、現行条例ではカラオケの届出書を提出していただき、適切に防音対策を行うよう指導していますが、開発協議の段階でも、カラオケ設置の際は防音等の対応をするように指導できますので、改正後は開発協議の段階で行った指導と同内容の届出を再度させる必要がないとの考えによるものです。

永嶋委員： 開発事業に伴う事前協議は、開発事業等の手続に関する条例と、これに基づく開発、事前協議のことですから、これで全てのカラオケが網羅されるか疑問です。新築ではなく賃貸の場合はどうなりますか。

事務局： 通常、開発協議では必ず公害法令の対象となるため協議が回ってくるのではなく

本協議をスムーズするための事前協議ですから、該当するかどうかの判断も含めて事前にチェックさせていただくものです。基本的に開発、建物を建てて店を開くということであれば、協議します。賃貸の場合は、営業許可の段階でチェックできると考えます。

永嶋委員： 「開発法令に基づく事前協議手続や保健所における飲食店の営業許可の手続の際に」とあるのは、どちらかにはひっかかるという意味ですか。保健所における飲食店の営業許可の手続で全部網羅できるなら、前半は不要ですね。

事務局： 全て網羅することは難しいかもしれませんが、新たに建物を建てられて営業する場合は、開発事前協議で対応できます。新築でない場合も営業許可の際に網かけができるという形で、いろんな契機を捉えて情報を入手し、取りこぼしがないように指導できますので、市条例で届出までを求める必要はないと考えます。

永嶋委員： 規制緩和により、あらゆる機会をとらえて目を光らせなくてはならなくなるのであれば、かえって手がかかるとは思いませんか。

事務局： 現状においても、こういった書類が環境公害課に協議で回ってきますので、そこで一旦、指導をしています。その後、現行条例では、必要な届出を再度提出するよう指導し、公害法令の届出であれば細かな審査が必要になりますが、カラオケ装置に関しては防音設備の簡単な指導のみですので、再度届出をいただく意味が希薄となります。改正により新たなチェック機構を作るものではありません。

下野部会長： 改正後は、既に営業している店がカラオケ機器を導入する際には届出が不要になりますので、もし何かあった際には直接赴き、府条例を根拠として指導するということですね。

事務局： はい。府条例は、カラオケ業者に対して義務を課していますので、守られていない事業所があれば指導することになります。

藤尾委員： 府条例対象は営業用のみで、家庭用は対象外ですね。

事務局： 近所から苦情があれば、お願いできませんかということで行かせてもらうかもしれません。

下野部会長： カラオケ等の音響機器、特定建設作業に対しての規制について、他に、ご意見等ありますでしょうか。それでは、事務局案で取りまとめたと思います。次に、案件3「総論及びその他の規制及び対策の推進の見直し」について事務局から説明をお願いします。

<案件3>

事務局： (資料3について説明)

下野部会長： ありがとうございます。

府条例と市環境基本条例との重複部分を削除し、表現を「何人も」から「工場または事業場」へと変更する等の規制の整理を行うものですね。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

永嶋委員： 重複部分の削除については積極的に削除すべき理由があるのでしょうか。府条例、市条例の上位に環境基本条例があり、市公害防止条例があるという体系を、全ての市民が理解していないかもしれません。

藤尾委員： それぞれの条例を単独でしか見ない市民もいると思います。

事務局： 平成10年の環境基本条例の制定前までは、その条例の役割を市公害防止条例が担っていました。そのため、市の複数の条例に環境に対する市、市民、事業者の理念が同様に記載されていることとなりますので、今回の市条例全体の整理にあたって、この部分に関しての整理も提案するものです。

永嶋委員： そうしますと、市公害防止条例の分量が少なくなり、理念的な面がどんどん失われるように感じますので、重複部分も残していいと思います。

三田村委員： 環境基本条例が上位かと思えますので、総則に基本的な考えとして公害防止条例は環境基本条例に則ることをうたう必要があります。もし総則で基本条例との関係が全く見えないようであれば、削除しない方がいいですね。

事務局： 環境基本条例の趣旨に則ることを目的に入れたいと考えています。

永嶋委員： そうだとしても、環境基本条例を参照しなくてはいけないこととなりますよね。

事務局： 環境基本条例の下に公害面の施行、対策の用例として公害防止条例になるという体系をはっきりさせたいと考えます。元々市公害防止条例が環境基本条例の役割を果たしていたものが、上位条例である環境基本条例が出来たことにより、重複部分が発生したものです。

浅野会長： 各条項の主語が、現行市公害防止条例では「市長」、市環境基本条例では殆どが「市」になっていることについて、時間をかけて整理する必要があります。意味が同じであれば、表現は統一した方がいいですね。

永嶋委員： 便宜的にかと思いますが、環境基本条例の第7条はあえて市長となっていますので、内容によりますね。

事務局： 法務部局に確認させていただきます。市として行うべきことが書いてあると思いますので、最終的に意味するところは同じかと思えます。

三田村委員： 全体的な流れがよくわかりませんが、有害物質の地下浸透禁止について、「何人も」規定を、工場、事業場に限定することは、総則の中に入るのであればやり過ぎではないでしょうか。総則の基本部分では、あえて工場、事業場に限定せず、市民を含め誰もが、環境を守るために有害物質の地下浸透をすべきではないとうたう必要があると思います。

事務局： 総則ではなく、6章のその他の規制にあたるものです。

永嶋委員： 新しい公害防止条例の全体案を見せていただけますか。

事務局： 今回までの部会で各章の内容を審議していただきましたので、次回部会では事務局の提案といただいた意見を部会取りまとめ案として資料を作成し、全体としての審議をお願いしたいと考えております。

また、地下浸透の「何人も」規定につきましては、制定当初は土壌ではなく河川等を想定したもので、指定有害物質は8項目でした。これらは産業活動で使用さ

れる物質で、当時の水質汚濁問題対策として何人も汚染してはいけないと規定されたものと推察します。現在では、有害物質が27項目に増え、例えば一般家庭においても歯磨き粉に含まれるフッ素も有害物質となります。このため、一般市民の日常生活にまで規制を及ぼす形になることは、立法趣旨から逸脱することになるかと思いますので、全ての事業活動を規制対象とした整備を考えております。一般市民でも意図的な廃棄行為に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規制されます。

下野部会長： 先ほどの目的についてと、市長と市の関係と、何人も規定について整理したものを、次回部会までに事務局から各委員へメールを送っていただき、再度ご意見を伺い、次回の部会で取りまとめを行う形でよろしいでしょうか。
総論及びその他の規制及び対策の推進の見直しについては、次回に引き続き審議させていただきます。

<まとめ>

下野部会長： その他、事務局から何か連絡等がありますか。

事務局： 本日の資料につきましては、前回同様机の上にそのままに置いていただけましたら、各委員専用ファイルに綴じて保管させていただきます。また、本日の会議録につきましては、前回と同様の手続で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そして、次回第6回の部会につきましては、4月上旬に開催する予定にしておりますので、日程が決まりましたら、後日、文書により正式な案内をお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

<閉会>

下野部会長： それでは、本日の部会は終了いたします。ありがとうございました。